

株 主 各 位

本店 東京都中央区京橋三丁目7番1号

本部 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

アサヒビール株式会社

代表取締役社長 萩 田 伍

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」（3ページから38ページまで）をご検討くださいますて、平成19年3月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください（携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。）。

インターネットによる議決権行使に際しては、39ページの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

~~~~~  
本定時株主総会の日時、場所及び会議の目的事項は、2ページに記載のとおりであります。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます（午前11時30分に受付を開始いたします。）。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahibeer.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 記

1. 日 時 平成19年3月27日（火曜日）午後1時  
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 鶴の間

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- 第1号 第83期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
第2号 第83期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 役員賞与支給の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役11名選任の件  
第5号議案 監査役3名選任の件  
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件  
第7号議案 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件  
第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件
- 以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の強化を図りながら、業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。また、配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、連結配当性向20%以上を目処に増配を目指しております。当期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご支援・ご期待にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金10円50銭 総額4,942,323,351円  
なお、中間配当金として8円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり19円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年3月28日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 30,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 30,000,000,000円

## 第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役12名及び監査役5名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額45,400,000円（うち社外取締役3名に対し総額3,900,000円）、監査役賞与として総額3,800,000円（うち社外監査役3名に対し総額1,500,000円）を支給いたしたいと存じます。なお、各氏に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

## 第3号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にし、経営環境の変化に対し迅速に対応するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものです（現行定款第20条）。
- (2) 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の締結を可能とするため、それぞれの規定を新設するものです（変更案第25条及び第33条）。なお、変更案第25条の本定時株主総会への提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。  
また、本条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第25条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第34条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第35条～第37条 (条文省略)</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p> |

#### 第4号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役池田弘一、大原清明及び泉谷直木の3氏は任期満了となります。また、第3号議案「定款一部変更の件」におきまして、取締役の任期を2年から1年に変更することをご提案しておりますが、当該議案が原案どおり承認された場合には、上記以外の取締役荻田 伍、後藤義弘、高橋正哲、西野伊史、川村 光、本山和夫、山口信夫、岡本行夫及び野中ともよの9氏もあわせて任期満了となります。

つきましては取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、第3号議案が承認されなかった場合には、取締役候補者のうち、現任取締役の荻田 伍、高橋正哲、西野伊史、本山和夫、山口信夫及び岡本行夫の6氏を除いた5名（候補者番号1、5、9、10、11）のみを取締役候補者とさせていただきたく存じます。その場合、現任取締役の後藤義弘、川村 光及び野中ともよの3氏は、本定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任いたしますことを申し添えます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>生 年 月 日                       | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 1         | いけ だ こう いち<br>池 田 弘 一<br>昭和15年4月21日生 | 昭和38年4月 当社入社<br>平成8年3月 当社取締役九州地区本部<br>長兼中国地区本部長兼四<br>国地区本部長<br>平成9年3月 当社常務取締役営業本部<br>副本部長兼九州地区本部<br>長兼中国地区本部長<br>平成9年9月 当社常務取締役営業本部<br>副本部長兼首都圏・関信<br>越地区本部長<br>平成10年9月 当社常務取締役営業本部<br>副本部長兼首都圏本部長<br>平成11年3月 当社専務取締役営業本部<br>副本部長兼首都圏本部長<br>平成12年3月 当社専務執行役員営業本<br>部副本部長兼首都圏本部<br>長<br>平成12年10月 当社専務執行役員酒類事<br>業本部長<br>平成13年3月 当社専務取締役<br>平成14年1月 当社代表取締役社長<br>平成18年3月 当社代表取締役会長<br>(現在に至る)<br><他の法人等の代表状況><br>財団法人アサヒビール芸術文化財団理<br>事長 | 22,200株                  | 欄外<br>(注) 1.<br>参照  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>生 年 月 日                         | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 2         | おぎ た ひとし<br>荻 田 伍<br>昭和17年1月1日生        | 昭和40年4月 当社入社<br>平成9年3月 当社取締役福岡支社長<br>平成9年9月 当社取締役九州地区本部長<br>平成12年3月 当社常務執行役員九州地区本部長<br>平成12年10月 当社常務執行役員関信越地区本部長<br>平成14年3月 当社専務執行役員関信越地区本部長<br>平成14年9月 アサヒ飲料株式会社執行役員副社長<br>平成15年3月 同社代表取締役社長<br>平成18年3月 当社代表取締役社長<br>(現在に至る) | 11,000株                  | なし                  |
| 3         | たか はし まさ とし<br>高 橋 正 哲<br>昭和21年10月24日生 | 昭和44年4月 当社入社<br>平成12年3月 当社執行役員中部地区本部長<br>平成13年9月 当社執行役員酒類事業本部長<br>平成14年3月 当社常務執行役員酒類事業本部長<br>平成15年9月 当社常務執行役員近畿圏本部長<br>平成17年3月 当社専務執行役員近畿圏本部長<br>平成18年3月 当社専務取締役兼専務執行役員<br>(現在に至る)                                            | 26,502株                  | なし                  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>生 年 月 日                   | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 4         | にし の よし ぶみ<br>西野伊史<br>昭和22年3月4日生 | 昭和44年4月 当社入社<br>平成13年9月 当社執行役員生産事業本<br>部長<br>平成15年3月 当社常務執行役員生産事<br>業本部長<br>平成16年3月 当社常務取締役<br>平成18年3月 当社常務取締役兼常務執<br>行役員<br>(現在に至る)<br>＜他の法人等の代表状況＞<br>財団法人アサヒビール学術振興財団理<br>事長                    | 16,366株                  | 欄外<br>(注) 1.<br>参照  |
| 5         | いずみ や なお き<br>泉谷直木<br>昭和23年8月9日生 | 昭和47年4月 当社入社<br>平成12年3月 当社執行役員グループ経<br>営戦略本部長<br>平成12年10月 当社執行役員戦略企画本<br>部長<br>平成13年9月 当社執行役員首都圏本部<br>副本部長兼東京支社長<br>平成15年3月 当社取締役<br>平成16年3月 当社常務取締役<br>平成18年3月 当社常務取締役兼常務執<br>行役員酒類本部長<br>(現在に至る) | 8,800株                   | なし                  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>生 年 月 日                     | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 6         | もと やま かず お<br>本山和夫<br>昭和25年3月14日生  | 昭和47年4月 当社入社<br>平成12年3月 当社執行役員総合品質本<br>部長兼物流システム本部<br>長<br>平成13年9月 当社執行役員S C M本部<br>長<br>平成14年9月 当社執行役員<br>平成15年9月 当社執行役員戦略企画本<br>部長<br>平成17年10月 当社執行役員<br>平成18年3月 当社取締役兼執行役員<br>(現在に至る)                                       | 10,200株                  | なし                  |
| 7         | やま ぐち のぶ お<br>山口信夫<br>大正13年12月23日生 | 昭和27年4月 旭化成工業株式会社入社<br>昭和51年6月 同社取締役<br>昭和53年11月 同社常務取締役<br>昭和56年6月 同社代表取締役副社長<br>昭和57年3月 当社取締役<br>(現在に至る)<br>平成4年4月 旭化成工業株式会社(現<br>旭化成株式会社)代表取<br>締役会長<br>(現在に至る)<br><他の法人等の代表状況><br>旭化成株式会社代表取締役会長<br>日本商工会議所会頭<br>東京商工会議所会頭 | 11,000株                  | なし                  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>生 年 月 日                            | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 | 当社との<br>特 別 の<br>利 害 関 係 |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 8         | おか もと ゆき お<br><b>岡本行夫</b><br>昭和20年11月23日生 | 昭和43年4月 外務省入省<br>平成3年1月 外務省退官<br>平成3年4月 国際交流基金参与<br>株式会社岡本アソシエイ<br>ツ代表取締役<br>(現在に至る)<br>平成8年11月 沖縄担当内閣総理大臣補<br>佐官<br>平成10年7月 科学技術庁参与<br>平成12年3月 当社取締役<br>(現在に至る)<br>平成13年9月 内閣官房参与<br>平成15年4月 内閣総理大臣補佐官(非<br>常勤)<br><他の法人等の代表状況><br>株式会社岡本アソシエイツ代表取締役<br>パシフィカ・ネオ・ベンチャーズ・エ<br>ル・エル・シー代表社員 | 3,700株                   | 欄外<br>(注) 1.<br>参照       |

(※印は新任候補者)

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>生 年 月 日                           | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 9         | ※<br>おお さわ まさ ひこ<br>大澤 正彦<br>昭和21年1月28日生 | 昭和43年4月 当社入社<br>平成10年3月 当社理事佐賀支店長<br>平成10年9月 当社理事広島支社長<br>平成11年9月 当社理事中国地区本部副<br>本部長兼広島支社長<br>平成12年3月 当社執行役員物流システ<br>ム本部長<br>平成13年9月 朝日啤酒（上海）産品服<br>務有限公司総経理<br>平成14年9月 当社常務執行役員中国代<br>表部代表<br>平成17年1月 当社常務執行役員中国事<br>業本部長兼中国代表部代<br>表<br>平成17年10月 当社常務執行役員中国本<br>部長兼中国代表部代表<br>（現在に至る） | 17,652株                  | なし                  |
| 10        | ※<br>こう じ あき よし<br>小路 明善<br>昭和26年11月8日生  | 昭和50年4月 当社入社<br>平成13年9月 当社執行役員経営戦略・<br>人事戦略・事業計画推進<br>担当<br>平成14年3月 当社執行役員経営戦略・<br>人事戦略・事業計画推<br>進・広報担当<br>平成14年9月 当社執行役員飲料事業担<br>当<br>平成15年3月 アサヒ飲料株式会社常務<br>取締役企画本部長<br>平成18年3月 同社専務取締役企画本部<br>長<br>（現在に至る）                                                                           | 7,100株                   | なし                  |

(※印は新任候補者)

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>生年月日                          | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 11        | ※<br>いわかみ しん<br>岩上 伸<br>昭和24年5月18日生 | 昭和47年4月 当社入社<br>平成11年3月 当社理事<br>北京中策北京啤酒有限公<br>司副総経理<br>平成11年9月 当社理事東京工場副工場<br>長<br>平成12年3月 当社理事名古屋工場長<br>平成13年9月 当社理事生産部長<br>平成14年9月 当社理事生産第一部長<br>平成15年9月 当社理事生産事業本部副<br>本部長兼生産第一部長<br>平成16年3月 当社執行役員生産事業本<br>部長<br>平成17年10月 当社執行役員生産本部長<br>(現在に至る) | 11,400株             | なし                  |

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 当社は、池田弘一氏が理事長を務める財団法人アサヒビール芸術文化財団に対して寄付を行っており、また、同財団法人が運営するアサヒビール大山崎山荘美術館からの設備賃貸料収入があります。
  - (2) 当社は、西野伊史氏が理事長を務める財団法人アサヒビール学術振興財団に対して寄付を行っております。
  - (3) 当社は、岡本行夫氏が代表社員を務めるパシフィカ・ネオ・ベンチャーズ・エル・エル・シーが運用するパシフィカ・ファンド・ワン・エル・ピーに対し出資しております。
2. 山口信夫及び岡本行夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
    - ①山口信夫氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
    - ②岡本行夫氏につきましては、国際情勢等の専門家としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の社外取締役又は社外監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

①山口信夫氏が社外監査役を兼任している株式会社読売新聞グループ本社において、昭和30年代以降、第三者名義でテレビ局の株式を保有し、マスメディアの集中排除を旨とする株式保有比率の規制（総務省令）に違反する事実がありました。本件は平成16年11月に発覚しましたが、平成17年3月には是正済みであります。山口信夫氏は当該事実につきまして関与しておりません。

事実発生後には、社内外の調査報告を受け、再発防止のための提言を行うなどその職責を果たしております。

②岡本行夫氏が社外取締役を兼任している三菱マテリアル株式会社が、三菱地所株式会社及び株式会社大林組とともに開発・販売した大阪アメニティパークレジデンスタワーについて、住民から土壌汚染を理由とする訴訟の提起等がなされた問題で、岡本行夫氏は当該事実につきまして関与しておりません。

事実発生後には、社内外の調査報告を受け、再発防止のための提言を行うなどその職責を果たしております。

(3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

①山口信夫氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって25年であります。

②岡本行夫氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年であります。

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、本定時株主総会の第3号議案で「定款一部変更の件」を提出しております。当該議案が原案どおり承認された場合には、すべての社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役藤田 博、櫻井孝穎及び中村直人の3氏は任期満了となります。

つきましては監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日                          | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 1     | さくら い たか ひで<br>櫻井 孝穎<br>昭和7年10月30日生 | 昭和30年4月 第一生命保険相互会社入社<br>昭和58年4月 同社常務取締役<br>昭和61年4月 同社代表取締役副社長<br>昭和62年4月 同社代表取締役社長<br>平成6年3月 当社監査役<br>(現在に至る)<br>平成9年4月 第一生命保険相互会社代表取締役会長<br>平成16年7月 同社相談役<br>(現在に至る)                         | —                   | なし                  |
| 2     | なか むら なお と<br>中村 直人<br>昭和35年1月25日生  | 昭和57年10月 司法試験合格<br>昭和60年4月 司法研修所卒業<br>第二東京弁護士会登録<br>森綜合法律事務所所属<br>平成10年4月 日比谷パーク法律事務所<br>開設、パートナー<br>平成15年2月 中村直人法律事務所(現<br>中村・角田・松本法律事<br>務所)開設、パートナー<br>(現在に至る)<br>平成15年3月 当社監査役<br>(現在に至る) | —                   | なし                  |

(※印は新任候補者)

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日                             | 略歴、当社における地位、担当<br>及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 3     | ※<br>ごとう よしひろ<br>後藤 義弘<br>昭和19年10月20日生 | 昭和42年4月 当社入社<br>平成11年3月 当社取締役福岡支社長<br>平成11年9月 当社取締役監査部長<br>平成12年3月 当社執行役員監査部長<br>平成14年3月 当社常務執行役員<br>平成15年9月 当社常務執行役員管理本<br>部長<br>平成16年3月 当社専務取締役兼専務執<br>行役員管理本部長<br>平成17年10月 当社専務取締役兼専務執<br>行役員<br>(現在に至る) | 11,300株             | なし                  |

- (注) 1. 櫻井孝穎及び中村直人の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
2. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
- ① 櫻井孝穎氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 中村直人氏につきましては、弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について
- 中村直人氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
- (3) 社外監査役候補者が過去5年間に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第18号に規定）の業務執行者となったことがあることについて
- 櫻井孝穎氏は平成16年7月まで当社の特定関係事業者（主要な取引先）である第一生命保険相互会社の代表取締役会長でありました。
- (4) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
- ① 櫻井孝穎氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって13年であります。

②中村直人氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であり  
ます。

(5) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役  
との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、本定時株主総会の第3号  
議案で「定款一部変更の件」を提出しております。当該議案が原案どおり承認され  
た場合には、すべての社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、  
会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定で  
あります。

### 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈並びに退職慰労金 制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任される後藤義弘、  
大原清明、川村 光及び野中ともよの4氏並びに監査役を退任される  
藤田 博氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈いたしたいと  
存じます。

退任取締役に対する退職慰労金につきましては総額77,000,000円（うち社  
外取締役1名に対し総額11,400,000円）、退任監査役に対する退職慰労金に  
つきましては総額20,300,000円を贈呈することとし、各氏に対する具体的な  
金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監  
査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名                     | 略歴                                                             |
|------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ご後 とう よし ひろ<br>藤 義 弘   | 平成16年3月 当社専務取締役<br>(現在に至る)                                     |
| おお はら あ き ら<br>大 原 清 明 | 平成13年3月 当社取締役<br>平成14年3月 当社常務取締役<br>平成16年3月 当社専務取締役<br>(現在に至る) |
| かわ むら ひかる<br>川 村 光     | 平成16年3月 当社常務取締役<br>(現在に至る)                                     |
| の なか と も よ<br>野 中 ともよ  | 平成14年3月 当社取締役<br>(現在に至る)                                       |
| ふじ た ひろし<br>藤 田 博      | 平成15年3月 当社監査役<br>(現在に至る)                                       |

また、当社は、平成19年2月6日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、当期末時点の取締役（退任取締役を除く）である池田弘一、荻田 伍、高橋正哲、西野伊史、泉谷直木、本山和夫、山口信夫及び岡本行夫の8氏、並びに当期末時点の監査役（退任監査役を除く）である西川菅雄、櫻井孝穎、中村直人及び石崎忠司の4氏に対し、在任中の労に報いるため、本定時株主総会終結の時までの在任期間を対象とする退職慰労金を打ち切り支給したいと存じます。

取締役に対しては総額166,500,000円（うち社外取締役2名に対し総額34,500,000円）、監査役に対しては総額48,000,000円（うち社外監査役3名に対し総額33,000,000円）を打ち切り支給することとし、各氏に対する具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。なお、支給の時期は各取締役及び各監査役の退任時といたしたく存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名                    | 略 歴                                                                  |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| いけ だ こう いち<br>池 田 弘 一  | 平成13年3月 当社専務取締役<br>平成14年1月 当社代表取締役社長<br>平成18年3月 当社代表取締役会長<br>(現在に至る) |
| おぎ た ひとし<br>荻 田 伍      | 平成18年3月 当社代表取締役社長<br>(現在に至る)                                         |
| たか はし まさ とし<br>高 橋 正 哲 | 平成18年3月 当社専務取締役<br>(現在に至る)                                           |
| にし の よし ふみ<br>西 野 伊 史  | 平成16年3月 当社常務取締役<br>(現在に至る)                                           |
| いずみ や なお き<br>泉 谷 直 木  | 平成15年3月 当社取締役<br>平成16年3月 当社常務取締役<br>(現在に至る)                          |
| もと やま かず お<br>本 山 和 夫  | 平成18年3月 当社取締役<br>(現在に至る)                                             |
| やま ぐち のぶ お<br>山 口 信 夫  | 昭和57年3月 当社取締役<br>(現在に至る)                                             |
| おか もと ゆき お<br>岡 本 行 夫  | 平成12年3月 当社取締役<br>(現在に至る)                                             |

| 氏 名                    | 略 歴                      |
|------------------------|--------------------------|
| にし かわ すが お<br>西 川 菅 雄  | 平成16年3月 当社監査役<br>(現在に至る) |
| さくら い たか ひで<br>櫻 井 孝 頼 | 平成6年3月 当社監査役<br>(現在に至る)  |
| なか むら なお と<br>中 村 直 人  | 平成15年3月 当社監査役<br>(現在に至る) |
| いし ざき ただ し<br>石 崎 忠 司  | 平成17年3月 当社監査役<br>(現在に至る) |

### 第7号議案 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬につきましては、平成12年3月30日開催の第76回定時株主総会において取締役の報酬の総額を月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないこととする。）として、平成元年3月30日開催の第65回定時株主総会において監査役の報酬の総額を月額7百万円以内として、それぞれ承認され現在に至っております。

当社は、役員報酬体系の抜本的な見直し等により、平成12年3月以降、取締役、監査役及び執行役員報酬体系において実施してきたストックオプション制度を、平成19年2月6日開催の取締役会において廃止することを決議いたしました。

また、会社法の施行に伴い、従来の「報酬」は、同法第361条第1項及び第387条第1項の規定により、取締役及び監査役の賞与等を含めた職務執行の対価として「報酬等」と整理されました。

これらの事情を踏まえ、今後の報酬等の額につきましては、経済情勢の変化、今回の退職慰労金制度及びストックオプション制度の廃止、並びに監査体制の一層の充実化等を考慮して、取締役の報酬等の総額を年額760百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）、監査役の報酬等の総額を年額120百万円以内（うち社外監査役40百万円以内）にそれぞれ改定することとし、その範囲内において賞与等を支給したいと存じます（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与等を含まないこととする。）。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役3名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認された場合には、取締役は11名（うち社外取締役2名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）となります。

## 第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)導入の件

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### 1. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近時、資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった買収手法も見られ、株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社グループの企業価値の源泉は、“魅力ある商品づくり”、“品質・ものづくりへのこだわり”、及び“お客様へ感動をお届けする活動”から構成されるところ、その根幹には、創業以来蓄積してきた「醸造・発酵技術」、「研究開発力」、個々の従業員が有する「経験とノウハウ」、及びアサヒビールグループのブランド価値創出に永続的に取り組んでいくアサヒ独自の企業風土や労使協調という「企業文化」があり、企業価値の維持・向上のためには、これらを維持していく必要があります。また、当社は、IR活動の強化等により、株主の皆様が「アサヒのサポーター」になっていただけるような施策に努め、株主の皆様との信頼関係を築いてまいりましたが、この信頼関係の維持も不可欠です。当社の株式の買付を行う者が、当社グループの企業価値の源泉を理解し、これらの中長

期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

これらを踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、①事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

#### (b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の

者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については<(注)1.>をご参照ください。）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、又は有識者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様が独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プランの導入当初の独立委員会は、当社「社外監査役」である中村直人氏、石崎忠司氏、及び「有識者」として現在「株式会社資生堂 相談役」で「学校法人東洋英和女学院 理事長」の池田守男氏の3名により構成される予定です。これらの独立委員会の委員候補者は、いずれも当社との利害を有せず、当社経営陣からの高い独立性を有しております（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については、<(注)1.>をご参照ください。）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等<(注)2.>について、保有者<(注)3.>の株券等保有割合<(注)4.>が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等<(注)5.>について、公開買付け<(注)6.>に係る株券等の株券等所有割合<(注)7.>及びその特別関係者<(注)8.>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供しなければならないものとします。

## 記

- ①買付者等及びそのグループ（共同保有者<(注)9.>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

- ③買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、買付等完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑦その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) ①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

#### (c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

- ①当社取締役会に対する情報提供の要求  
独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等

を提示するよう要求することができます。

## ②独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで（ただし、下記(d) ③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

## ③情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

### (d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をし

た場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

①独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

②独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないとして判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、

当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集・検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

## 記

### (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

### (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ①株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

### (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、又は提供された場合であつても著しく不十分な提供である場合

(f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適當な買付等である場合

(g) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式<(注)10.>の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。時価とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

#### (g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者<(注)11.>、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者<(注)12.>、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者<(注)13.>(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。更に、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明・保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない場合も、本新株予約権を行使することはできません。

#### (h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

#### (i) 当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。  
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者の

うち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本議案で引用する法令の規定は、平成19年2月6日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとし、ます。

(7) その他の事項

本プランの内容の細目については、当社取締役会において定めることができるものとし、ます。

- (注) 1. 独立委員会規則としては、以下のような事項が定められる予定です。
- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
  - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役又は(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
  - ・独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
  - ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
    - ①本新株予約権無償割当ての実施又は不実施
    - ②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
    - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会

が独立委員会に諮問した事項

- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ②独立委員会検討期間の延長の決定
  - ③買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ④買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑤買付者等との交渉・協議
  - ⑥当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑦本プランの修正又は変更（ただし、変更については、会社法、証券取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）の承認
  - ⑧その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監

査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(注) 2. 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注) 3. 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注) 4. 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注) 5. 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。本議案2.(2)(a)②及び(注)12.において同じとします。

(注) 6. 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注) 7. 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注) 8. 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注) 9. 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本

議案において同じとします。

- (注) 10. 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。
- (注) 11. 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注) 12. 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（以下同じとします。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注) 13. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者をいいます。

## 独立委員会委員の略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

- 中村 直人（なかむら なおと）  
中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士  
昭和35年1月25日生

### <略歴>

昭和57年10月 司法試験合格  
昭和60年4月 司法研修所卒業  
第二東京弁護士会登録  
森綜合法律事務所所属  
平成10年4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー  
平成15年2月 中村直人法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）開設、  
パートナー<現在に至る>  
平成15年3月 当社監査役<現在に至る>  
平成16年6月 エーザイ株式会社取締役<現在に至る>  
平成18年6月 三井物産株式会社監査役<現在に至る>

中村直人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、本定時株主総会の第5号議案「監査役3名選任の件」で再任後、就任する予定です。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 石崎 忠司（いしざき ただし）  
中央大学商学部 教授  
昭和16年6月2日生

### <略歴>

昭和45年4月 中央大学商学部助手  
昭和47年4月 同専任講師  
昭和48年4月 同助教授  
昭和57年4月 同教授<現在に至る>  
昭和61年4月 同大学大学院商学研究科担当<現在に至る>  
平成12年4月 中央大学企業研究所長  
平成17年3月 当社監査役<現在に至る>

石崎忠司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○池田 守男 (いけだ もりお)  
株式会社資生堂 相談役  
学校法人東洋英和女学院 理事長  
昭和11年12月25日生

<略歴>

昭和36年 4月 株式会社資生堂入社  
平成 2年 6月 同社取締役  
平成 7年 6月 同社常務取締役  
平成 9年 6月 同社代表 専務取締役  
平成12年 6月 同社代表 取締役副社長  
平成13年 6月 同社代表取締役 執行役員社長  
平成17年 6月 同社取締役会長  
株式会社小松製作所取締役<現在に至る>  
学校法人東洋英和女学院理事長<現在に至る>  
平成18年 6月 株式会社資生堂相談役<現在に至る>

主な公職等は次のとおりです。

東京商工会議所副会頭、日本商工会議所特別顧問、  
日本経団連評議員会副議長、財団法人産業教育振興中央会理事長、  
教育再生会議座長代理、経済同友会幹事、21世紀臨調副代表  
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご利用ください。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成19年3月26日（月曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行われるようお願いいたします。
4. 議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。
7. 今後、招集ご通知の受領を電子メールにてご希望される株主様は、以下のサイトでお手続きください。なお、携帯電話ではご利用いただけません。

【電子メールアドレス登録サイトURL】 <http://www.webdk.net/mail>

以上

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

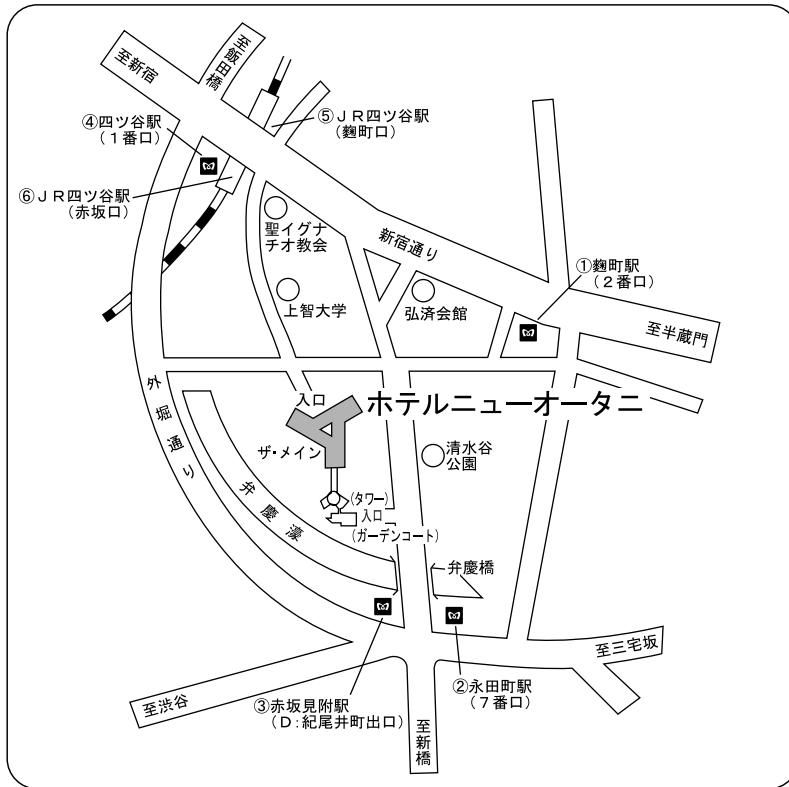
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行 証券代行部  
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

# アサヒビール株式会社 株主総会会場ご案内図

〈場所及び電話番号〉 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ  
ザ・メイン宴会場階 鶴の間  
電話03-3265-1111 (代表)

〈URL〉 <http://www.newotani.co.jp/tokyo/>



## 〈交通のご案内〉

- ① 東京メトロ有楽町線 麴町駅 (2番口) から徒歩9分
- ② 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅 (7番口) から徒歩10分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅 (D: 紀尾井町出口) から徒歩10分
- ④ 東京メトロ丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 (1番口) から徒歩9分
- ⑤ JR中央線・総武線 四ツ谷駅 (麴町口) から徒歩9分
- ⑥ JR中央線・総武線 四ツ谷駅 (赤坂口) から徒歩9分

〈お願い〉 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。